

平成 20 年 5 月 16 日

各 位

上場会社名	株式会社エディオン
代表者の役職氏名	代表取締役社長 久保 允誉
コード番号	2730 (東証・名証 各市場第一部)
問合せ先	取締役総務人事部長 藤川 誠
電話番号	06-6440-8712

当社株券等に対する大規模買付行為への対応策 (買収防衛策)に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 16 日の当社取締役会において、会社法施行規則第 127 条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「会社支配に関する基本方針」といいます。)を決定するとともに、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等に対する大規模買付行為への対応策(買収防衛策)(以下「本対応策」といいます。)を、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に導入することを決定しましたので、お知らせいたします。

当該取締役会には、当社監査役 4 名(社外監査役 2 名を含む。)全員が出席し、本対応策につき当社監査役はいずれも、本対応策の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応策に賛成する旨の意見を述べております。

当社は、大規模買付行為の是非は株主の皆様のご判断に委ねられるべきという考え方を基本に、本対応策は当社企業価値ならびに株主共同の利益を確保するために、当社株券等に対する大規模買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な状況判断を行えるよう、大規模買付者から、その目的、内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報が提供され、適切な評価期間が確保されるよう「大規模買付ルール」を定めたものであります。したがって、大規模買付行為そのものを阻害したり、大規模買付行為に応じるか否かという株主の皆様のご判断の機会を奪うことを目的とするものではありません。

なお、現時点において、当社の株券等について、大規模買付行為等の具体的提案はなされておりません。

また、平成 20 年 3 月 31 日現在の当社大株主の状況は、別紙 5 のとおりであり、広く分布しております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

<基本方針>

当社は上場企業のため、株主・投資家の皆様は、当社株式の取得を自由に証券市場で行うことができます。そのため、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても一概に拒否するものではありません。近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模な買付行為、その提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しておりますが、大規模な買付行為の提案が行われた場合に、それに応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様のご判断によってなされるべきであると考えます。

もっとも、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

これらを十分に理解せず当社を支配した場合、ステークホルダー、特にお客様との信頼関係を失い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあります。このような企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付行為やこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

<当社の事業特性（企業価値の源泉）>

当企業グループは、中国・四国・九州地方を中心に店舗ネットワークを展開する(株)デオデオと中部地方を中心に展開する(株)エイデンが、株式移転により平成14年3月に持株会社である当社を設立したことにより発足しました。当時の家電小売業界は、競争激化の中で店舗の大型化と積極的な統廃合が進んでおり、情報デジタル技術の普及、家電リサイクル法の施行等により、大きな変革期を迎えておりました。そのような大きな変革の時代に対応するため、「お客様第一主義」および「地域密着型の事業展開」を基本理念とし、あらゆる営業活動を通してお客様に最高の満足を提供することを目指して事業統合をいたしました。

当企業グループは、「お客様の豊かな暮らしを永続的に支える企業」でありたいと考えております。私たちの活動をお客様にとっての理想に置換えたメッセージである「買って安心、ずっと満足」を経営理念として掲げております。お客様の声を形にしたオリジナル商品の開発、お買い上げいただいた商品を常に最良な状態でお使いいただくためのサービス体制、新しい喜びや豊かさを提案する新業態の開発等、当企業グループの事業はすべてこの

経営理念に根ざして行われております。

その後、平成 17 年 4 月に株式交換により近畿地方を中心に展開する(株)ミドリ電化を完全子会社化、平成 19 年 3 月までに東京秋葉原地区を中心に関東地方に店舗ネットワークを展開する石丸電気(株)の株式 40%を取得、平成 19 年 6 月に北陸地方を中心に展開する(株)サンキューの株式 40%を取得しました。地域のトップブランドのこれら各事業会社は、地域に浸透したストアブランドを生かし事業展開を強化してまいりました。

当企業グループを構成する各事業会社は、創業以来、家電商品のお買上げから、配送、工事、修理にいたるまで、お客様に安心してお買物をしていただける体制の構築に努めてまいりました。さらに、商圈規模に応じた出店を行い、当該地域での販売シェアの向上を図るとともに、小型フランチャイズ店舗の加盟店増加により、直営店との連携によるきめ細かいサービスの提供を行ってまいりました。また、常に新しい取組みに挑戦し、お客様のニーズや時代の変化にも対応してまいりました。特に、家電商品からの広がりとしての玩具、家具、インテリア、ソフト、住設等といった新しい業態への取組みを強化しております。

当社は、各事業会社を監督・指導する持株会社として、経営の効率化、統合効果の早期創出に取組み、当社を取巻く株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員、グループおよび関係会社等の各ステークホルダーの皆様の安心と信頼のうえに、企業価値をより一層高めるべく努めてまいります。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

< 中期経営計画および統合効果の創出 >

当企業グループは、売上高 1 兆円、経常利益率 5 %を中期目標とし、成長性、生産性、効率性のさらなる向上に努めております。

成長性の向上のために、日本の家電小売需要の約 4 割を占める関東エリアにおける事業規模を拡大させることを目的として、平成 19 年 10 月に(株)東京エディオンを設立いたしました。(株)デオデオ、(株)ミドリ電化の関東地方の店舗を(株)東京エディオンへ譲渡し、これらの店舗を「エディオン」のストアブランドへ変更することにより、効率的な販促活動、物流体制の整備を行うとともに、「エディオン」ブランド店舗の出店強化を行い、関東地方での売上の拡大を図ってまいります。また、関東以外のエリアにおいては、各事業会社はエリア内の各商圈において、3,000 坪クラスの大型店から 1,000 坪クラスの中型店まで商圈規模に応じた出店と、同一商圈における複数店舗の展開を行い、販促効率・物流効率の向上と、商圈内における消費者の認知度を向上させることで、各商圈において競合他社に対して優位な地位を確立し、ドミナント体制での規模の拡大を図ってまいります。家電以外の商品においては、玩具、家具、インテリア、ソフト、住設等の積極的な展開を進めており、

1店舗当たりの売上高拡大とワンストップショッピングによる高い利便性を提供することで、店舗の競争力の強化を図ってまいります。

生産性の向上を図るために、統合効果の創出に積極的に取り組んでおります。平成19年4月に㈱ミドリ電化と仕入統合を行い、商品本部とマーケティング本部を一本化することで㈱ミドリ電化の粗利率と収益の改善を行いました。平成18年10月に仕入統合を実施した石丸電気㈱においては、秋葉原の店舗再編等の当企業グループのノウハウを導入、収益の改善を進めております。また、㈱サンキューにおいても、平成19年9月に仕入統合を開始し、粗利率の改善を進めております。一方、高い収益性が期待できるオール電化事業においては、㈱サンキューの持つノウハウを他の事業会社に導入するため、平成19年9月に電化住設商品本部を設置し、各事業会社において積極的な展開を開始いたしました。また、ソフト事業においては、平成19年10月に高い仕入ノウハウを持つ石丸電気㈱を中心とした仕入統合を行うとともに、ソフト事業部の統合を行ったことにより、他の事業会社におけるソフト事業の収益性が改善しております。その他、粗利率を確保できるオリジナル商品等の開発と販売を強化することにより粗利率の改善を図るほか、各商品における販売計画の精度をあげ、仕入条件の改善につなげております。

効率性の向上を図るために、各事業会社共通の統合情報システムの開発に取り組んでおります。各事業会社の情報システムが統一されれば、間接部門における重複する部門の整理統合により経費の削減が図れるほか、店舗におけるより効率的なオペレーションが実現可能となり、一人当たりの売上高の改善、労働生産性の向上が期待できます。同時に、事業会社間での統一的な政策の実現が可能となることで、グループのカード戦略を統一して顧客情報を基点としたより効果的な販促の展開と販促に関わる経費の削減が実現できます。物流においては、事業会社間の統一的な仕組みの構築、物流センター等の最適な配置を検討していくことで、物流コストや在庫の削減を図ってまいります。その他各事業会社における店舗の建設材や間接材等の仕入れを統一し、スケールメリットを確保することで経費の削減を図るほか、各事業会社の経費管理のノウハウの共有によりグループとしての経費管理のノウハウを構築し、経費の抑制を図ってまいります。また、在庫、売掛債権等の資産および負債の圧縮とキャッシュ・フロー経営を重視し、資本の効率的な運用を図ってまいります。

以上の取組みにより、ROA（総資産経常利益率）・ROE（自己資本利益率）10%以上を目標として、企業価値の向上に取り組んでまいります。

<コーポレート・ガバナンス>

当企業グループは、法令遵守や企業倫理の重要性を認識するとともに、変化する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と経営の健全性向上を図ることによって、企業価値を継続して高めていくことを最重要課題の一つとして位置付けております。その実現のために、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員等の各ステークホルダーと

の良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の法令上の機関制度を一層強化・整備してコーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

また、平成 16 年 12 月に「エディオングループ倫理綱領」を制定し、当企業グループとしての基本姿勢を明文化したほか、コンプライアンス委員会等の定期的開催、内部通報制度の整備、内部監査室・法務室の業務等を通じて、グループ内の問題点等が速やかに経営陣に伝わり、早期に対応・改善できる体制を構築いたしました。

その他内部統制システムの整備とともに、現体制の検証、改善を積極的に行い、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。経営陣は、取締役会を月 1 回以上開催し、経営上の重要事項を討議し決定しております。また、毎週経営会議を開催することで、適時に経営戦略や業務計画の見直しができる体制となっております。同時に、社外取締役および社外監査役の出席により、外部専門家の助言を受けながら、経営への監視・牽制機能を強化しております。コンプライアンス体制については、弁護士や各事業会社の総務人事担当者等を委員とした各種委員会を設置し、コンプライアンス意識を醸成し、法令違反の発生防止等に努めております。各事業会社に対しては、親会社である当社が経営支援・監視を行い、月次ベースで経営成績を把握して、問題点の早期発見および適時の解決を図っております。

<基本方針の実現に資する取組みについての考え方>

コーポレートガバナンスの取組みを通じ、株主・投資家の皆様に、迅速かつ正確な情報を開示することにより、経営の透明性を高めるとともに、客観性を確保したいと考えております。

このような取組みに対し、突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模買付者が提示する当社株券等の取得対価が妥当かどうか、さらにこのような買付行為が当社に与える影響、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容等を株主の皆様が短期間のうちに適切に判断なさることは極めて困難であると思われまます。そのため、大規模買付者から適切かつ十分な情報が提供されることに加え、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、株主の皆様が当社株券等の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

このような観点から、大規模な買付行為が行われる場合には、株主の皆様のご判断のために、当該買付者から買付行為に関する必要かつ十分な情報が当社取締役会に事前に提供された後、当社取締役会は大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益に与える影響等を評価し、当社取締役会としての意見を株主の皆様にご提供するとともに、場合によっては当社取締役会としての代替案を作成し、提示するべきであると考えます。

十分な情報提供や、当社取締役会における適切な評価のための期間が確保されないまま大規模買付行為が強行される場合や、明らかに当社の企業価値・株主共同の利益を毀損す

る大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、会社支配に関する基本方針に照らし、特定株主グループ(注1)が、議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を、以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を、以下「大規模買付者」といいます。)が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール(大規模買付ルール)に従っていただくこととし、これを遵守した場合およびしなかった場合につき一定の対応策を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします(当社株券等の大規模買付行為への対応策を、以下「本対応策」といいます。)

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその関係者(同法第27条の2第7項に規定する関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

議決権割合の算出にあたっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)

は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 本対応策導入の必要性

会社支配に関する基本方針のとおり、大規模な買付行為に応じて当社株券等の売却を行うか否かは、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えますが、株主の皆様のご判断のために、大規模買付行為に際し、大規模買付者は、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会がこれらの情報を評価し、株主の皆様へ意見を表明するためには、一定の評価期間が確保され、大規模買付行為はその期間経過後に開始されるものでなければなりません。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。

これにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ大規模買付者の提案を検討し、また、当社取締役会による代替案が提示された場合には、その代替案との比較検討を行うことが可能となります。株主の皆様には、必要かつ十分な情報を得たうえで、最終的な投資判断を適切に行う機会が確保されることとなります。

当企業グループの属する家電小売業界は、一層厳しさを増し激しい競争時代に突入しております。また、株式市場では様々な企業買収事例が出現しており、企業価値や株主共同の利益を損なう結果となる大規模買付行為が、当社に対しても行われる可能性があると考えております。また、不適切な大規模買付行為が開始されることにより、企業経営に支障をきたす場合も想定されます。

このような環境下で、当社は大規模買付者が遵守すべきルールを定め、大規模買付者がルールを遵守しない場合、あるいはルールが遵守される場合でも一定の濫用目的による場合には、対抗的な措置を講じること等を、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本対応策を定めることといたしました。

2. 独立委員会の設置

本対応策が適正に運用され、取締役会における恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3人以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役および社外有識者（注4）等の中から選任します。なお、独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙

2に、独立委員会規則については別紙3に記載のとおりです。

本対応策において、「 」の「4.(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」は、原則として当該大規模買付行為に対して対抗措置は講じないこととしております。

「同4.(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」は、対抗措置を講じる場合として対抗措置発動に係る客観的要件を設定しておりますが、「同4.(1)」の(注5)に示すような明らかな濫用目的の場合の例外的対応としての対抗措置、または同4.(2)に記載のとおり対抗措置を講じる場合等、本対応策に係る重要な判断に際しては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

注4：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

3.大規模買付ルールの内容

当社が設定する大規模買付ルールとは、(1)大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、(2)当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

(1)情報の提供

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の目的と概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者およびそのグループ(共同保有者および関係者を含みます。)の概要(大規模買付者の事業内容、資本構成、当社および当企業グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)

大規模買付行為の目的および内容(買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等および関連する取引の実現可能性等を含みます。)

当社株券等の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

当社および当企業グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社および当企業グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）

当社および当企業グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当企業グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

なお、大規模買付行為の提案があった場合は、金融商品取引所の適時開示規則に従い、速やかに開示いたします。また、当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(2) 取締役会による評価期間

大規模買付者が、当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、当社取締役会は、大規模買付者に対する評価、検討、交渉、意見形成、または、株主の皆様への代替案立案等を行いますが、このために必要な期間を60日以内の期間をもって、取締役会評価期間として設定します。具体的な期間の設定は、買付けの目的、対価の種類、買付方法等、大規模買付行為の評価の難易度に応じて設定します。当該期間は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重したうえで、必要に応じて最大90日間まで延長できるものとします。大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。また、独立委員会の勧告を受け、取締役会評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を速やかに開示します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ公表します。また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し、代替案を提示することもあります。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規

模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるもの(注5)と認められ、その結果として会社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本対応策の例外的対応として、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、適切と考える対抗措置を講じることがあります。

なお、上記対抗措置を講じる際の判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

注5：濫用目的によるものとは、例えば、大規模買付者が、

真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引取らせる目的で株券等の買収を行っている場合

会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株券等の買収を行っている場合

会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株券等の買収を行っている場合

会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券、高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売抜けをする目的で株券等買収を行っている場合

その提示する当社株券等の買取方法として、最初の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株券等買付けを行う場合(いわゆる強圧的二段階買収)

等を想定しています。

(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法、その他の法令および当社定款が認める対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを

遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(3)対抗措置について

対抗措置として、具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

例えば、具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は、別紙4「新株予約権の概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件等を設けることがあります。

(4)対抗措置発動の停止等について

「 」の「4.(1)」に記載の例外的対応としての対抗措置を講じること、または「 」の「4.(2)」に記載のとおり対抗措置を講じることと決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、対抗措置を講じることが適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置の発動を停止することができるものとします。

当該新株予約権の効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けたうえで、新株予約権の無償割当を中止する。

新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けたうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止または変更を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5.株主・投資家に与える影響等

(1)大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断なさるための必要な情報、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見の提供、さらには当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をなさることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと

考えます。大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、「 」の「 4 .」において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法令および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者、および会社に回復し難い損害をもたらす等の当社株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令および各証券取引所の定める規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

6. 本対応策の適用開始と有効期限、変更および廃止

本対応策は、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会における株主の皆様のご承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は平成

23年6月末日までに開催される当社第10回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当社第10回定時株主総会において本対応策を継続することが承認された場合は、かかる有効期限は、さらに3年間延長されるものとします。当社取締役会は、本対応策を継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

ただし、有効期限の到来前であっても、当社株主総会において本対応策の変更または廃止の決議がなされた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。この変更、廃止等は速やかにお知らせします。

本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

本対応策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止でき、また当社の取締役任期は1年であり期差任期制を採用していないため、本対応策の廃止またはその対抗措置発動を阻止することに時間を要するものでもありません。このように、本対応策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しております。さらに、本対応策の合理性についての考えは、以下のとおりです。

(1) 本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応策は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応策、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応策は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応策は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2)本対応策が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

「 」で述べたとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応策は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断なさるために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応策によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応策は当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応策の発効・延長が当社株主の皆様のご承認を条件としており、当社株主が望めば本対応策の廃止も可能であることは、本対応策が当社株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3)本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

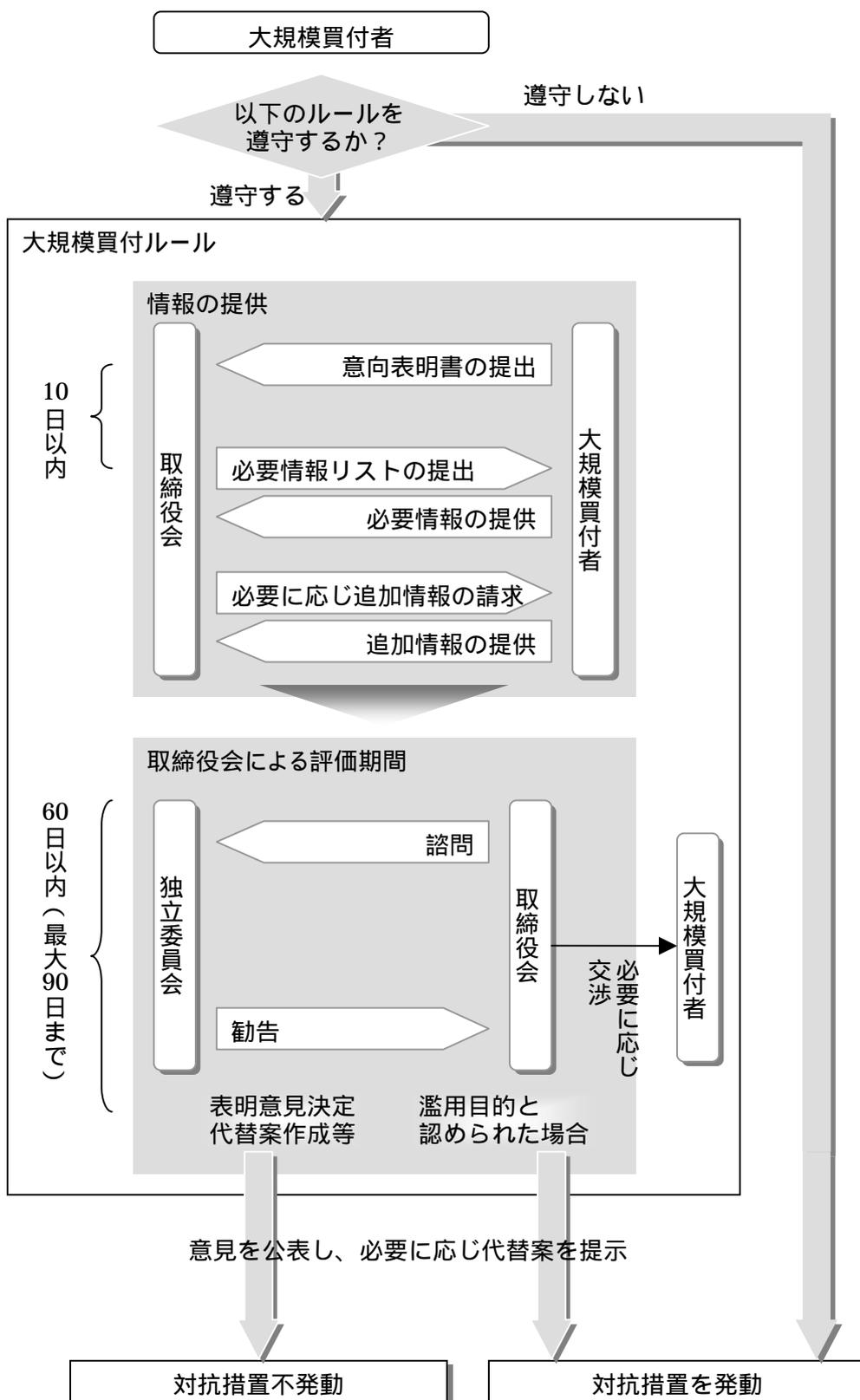
本対応策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応策は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応策の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応策の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様のご承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、当社取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであるとと考えております。

以上

別紙1 (参考) 本対応策の概要



別紙2 独立委員会の委員の氏名・略歴

石橋 省三（いしばし しょうぞう）

昭和24年7月5日 生まれ

平成9年9月 野村証券金融研究所副所長

平成15年9月 財団法人 石橋湛山記念財団 理事長（現任）

平成16年4月 国立大学法人 東京医科歯科大学 理事

平成20年4月 栗本学園（名古屋商科大学）理事（現任）

平成20年5月 東京医科歯科大学 客員教授（現任）

竹原 相光（たけはら そうみつ）

昭和27年4月1日 生まれ

昭和57年5月 公認会計士登録

平成8年8月 中央監査法人 代表社員就任

平成12年7月 中央青山監査法人 トランザクションサービス部部长

平成17年4月 Z E C O O パートナーズ株式会社 代表取締役就任（現任）

平成17年10月 株式会社三菱ケミカルホールディングス 監査役就任（現任）

異相 武憲（いそう たけのり）

昭和25年7月30日 生まれ

昭和55年4月 弁護士登録

昭和58年4月 異相法律事務所開設

平成7年6月 株式会社エイデンサカキヤ（現 株式会社エイデン）監査役就任（現任）

平成14年3月 株式会社エディオン 監査役就任（現任）

以上

独立委員会規則

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

当社の独立委員会については、法令又は当社定款に別段の定めがある場合及び当社株主総会の別段の決議がある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

第 2 条 (定義)

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 本対応策 当社が、平成 20 年 5 月 16 日の取締役会において、会社法施行規則第 127 条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会における承認を条件に導入することを決定し、平成 20 年 5 月 16 日に公表した、当社株券等に対する大規模買付行為への対応策をいう。ただし、当社第 10 回定時株主総会において当該対応策を継続することが承認された場合には、当該継続された対応策をいう。
- 二 独立委員会 本対応策において設置することとされている独立委員会をいう。
- 三 独立委員 独立委員会の委員をいう。
- 四 社外有識者 経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者並びにこれらに準ずる者であって、当社並びに当社の子会社及び関連会社の業務執行取締役（会社法第 2 条第 15 号に規定する業務執行取締役をいう。以下同じ。）から独立していると認められる者をいう。
- 五 会社支配に関する基本方針 本対応策において定義されている会社支配に関する基本方針をいう。
- 六 大規模買付者 本対応策において定義されている大規模買付者をいう。
- 七 取締役会評価期間 本対応策において設定することとされている取締役会評価期間をいう。
- 八 大規模買付ルール 本対応策において定められている大規模買付ルールをいう。
- 九 対抗措置 本対応策において定められている対抗措置をいう。

第 3 条 (独立委員会の設置)

- 1 当社は、取締役会の決議によって、本対応策が適正に運用され、取締役会における恣

意的な判断がなされることを防止するため、取締役会の諮問機関として、独立委員会を置く。

- 2 独立委員会は、独立委員3人以上で組織する。

第2章 独立委員

第4条（独立委員の選任）

- 1 独立委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社並びに当社の子会社及び関連会社の業務執行取締役から独立していると認められる次に掲げる者の中から、当社取締役会の決議によって選任する。
 - 一 社外有識者
 - 二 当社の社外監査役
- 2 次に掲げる者は、独立委員となることができない。
 - 一 当社の取締役、監査役（社外監査役を除く。）及び使用人
 - 二 当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役（社外監査役を除く。）及び使用人

第5条（当社と独立委員との関係）

- 1 当社と独立委員との関係は、委任に関する規定に従うものとし、当社と独立委員とは、必要な契約を締結するものとする。
- 2 前項に規定する契約においては、独立委員が、会社支配に関する基本方針に照らしてその職務（法令、この規則及び前項に規定する契約に基づく各職務を含む。以下同じ。）を遂行し、その職務遂行にあたって自己又は当社並びに当社の子会社及び関連会社の業務執行取締役の個人的利益を図ってはならない旨その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 第1項に規定する契約においては、当社取締役会の決議によって、次に掲げる事項を定めることができる。
 - 一 当社が、独立委員に対し、合理的であると認められる報酬（独立委員がその職務遂行の対価として当社から受ける財産上の利益をいう。）を提供する旨及びその内容
 - 二 当社が、独立委員の職務遂行のために必要と認められる費用を負担する旨及びその内容
- 4 前条第1項の規定により独立委員に選任された者は、本対応策及び第1項に規定する契約のいずれもが効力を生じた時に独立委員となる。

第6条（独立委員の任期）

- 1 独立委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結後最初に招集される当社取締役会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した独立委員の補欠として選任された独立委員の任期は、退任した

独立委員の任期の満了する時までとする。

- 2 独立委員は、前項の取締役会において別段の決議がされなかったときは、当該取締役会において再任されたものとみなす。
- 3 前二項の規定にかかわらず、当社の社外監査役たる独立委員の任期は、当該独立委員が当社の社外監査役を退任した時に満了する。
- 4 前三項の規定にかかわらず、当社が株主総会又は取締役会の決議によって本対応策を廃止する旨又は独立委員会を置かない旨の決定をした場合には、独立委員の任期は、当該決定の効力が生じた時に満了する。

第7条（独立委員の解任）

当社は、独立委員が次のいずれかに該当するときは、取締役会の決議によってその独立委員を解任することができる。

- 一 第4条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- 二 第4条第2項各号のいずれか一にでも該当することとなったとき。
- 三 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 四 独立委員としてふさわしくない非行があったとき。
- 五 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第3章 独立委員会

第8条（独立委員会の権限）

- 1 独立委員会は、次に掲げる事項について当社取締役会の諮問を受けた場合には、当該事項につき、理由を付して、当社取締役会に勧告し、又は意見を述べる。当社取締役会は、この勧告又は意見の内容（その理由を含む。）を最大限尊重する。
 - 一 大規模買付者に対する評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等
 - 二 取締役会評価期間の延長をするかどうかの判断
 - 三 前号に規定する延長をする場合には、当該延長期間
 - 四 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したかどうかの判断
 - 五 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において、本対応策の例外的対応として、当社取締役会が適切と考える対抗措置を講じるかどうかの判断
 - 六 前号に規定する対抗措置を講じる場合には、当該方策の具体的な内容
 - 七 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合において、対抗措置の発動をするかどうかの判断
 - 八 前号に規定する発動をする場合には、当該対抗措置の具体的な内容
 - 九 対抗措置の発動の停止（新株予約権の無償割当ての中止及び新株予約権の無償取得を含む。）又は変更を行うかどうかの判断

- 十 前号に規定する停止を行う場合には、当該停止に際して行う情報開示として必要と認められる事項
- 十一 第9号に規定する変更を行う場合には、当該変更の具体的な内容及び当該変更の際して行う情報開示として必要と認められる事項
- 十二 前各号に掲げる事項のほか、本対応策に係る重要な判断
- 2 独立委員会は、当社取締役会の諮問を受けていない事項であっても、必要があると認められる場合には、当該事項につき、理由を付して、当社取締役会に勧告し、又は意見を述べることができる。
- 3 独立委員会の勧告又は意見の内容（その理由を含む。以下同じ。）は、独立委員会の決議をもって定めなければならない。ただし、その内容と独立委員の勧告又は意見の内容（その理由を含む。以下同じ。）が異なる場合には、当該独立委員は、当該独立委員の勧告又は意見の内容を、独立委員会の勧告又は意見に付記することができる。
- 4 独立委員会は、独立委員会の勧告をし又は意見を述べるために必要があると認められる場合には、その決議によって、次に掲げる行為をすることができる。
- 一 当社取締役会に対し、情報及び資料の提供を求めること。
 - 二 当社の費用において、独立した第三者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること。
 - 三 前各号に掲げる行為のほか、当社の費用において、独立委員会の勧告をし又は意見を述べるために必要な措置を講じること。
- 5 独立委員会が第1項に規定する勧告をし又は意見を述べるできない場合には、各独立委員は、その旨を、理由を付して、当社取締役会に報告する。

第9条（独立委員会の招集）

- 1 独立委員会は、当社の代表取締役又は各独立委員が招集する。ただし、当社の取締役（代表取締役を除く。）及び監査役は、必要があると認められる場合には、独立委員会を招集することができる。
- 2 独立委員会を招集する者は、各独立委員及び当社の代表取締役（当該招集者を除く。）に対してその通知を発しなければならない。ただし、独立委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3 独立委員会は、大阪市において開催するものとする。ただし、独立委員の全員の同意があるときは、大阪市以外の地において開催することができる。
- 4 独立委員会は、その決議によって、当社並びに当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び使用人に対し、独立委員会に出席（テレビ会議又は電話会議等によって、独立委員会が開催された場所に存しない者が独立委員会に出席する場合を含む。以下同じ。）し、独立委員会が求めた事項について説明をし又は意見を述べることを求めることができる。

- 5 当社の取締役、監査役及び使用人（取締役及び使用人については、その旨の取締役会の決議がある場合に限る。）は、独立委員会に出席し、必要があると認められる事項について説明をし又は意見を述べることができる。ただし、独立委員会は、その決議によって、当該出席又は説明若しくは意見陳述を拒むことができる。

第10条（独立委員会の決議）

- 1 独立委員会の決議は、議決に加わることができる独立委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合には、議決に加わることができる独立委員の過半数が出席し、その過半数をもって行うことができる。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する独立委員は、議決に加わることができない。
- 3 独立委員が独立委員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき独立委員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の独立委員会の決議があったものとみなす。
- 4 前項の規定は、独立委員会の決議の目的である事項がその勧告又は意見の内容の決定である場合には、適用しない。

第4章 雑則

第11条（書面の作成及び公表）

- 1 独立委員会は、当社取締役会に勧告し又は意見を述べる場合には、その内容を記載した書面を作成し、当該内容を決議した独立委員会に出席した独立委員がこれに署名し又は記名押印して、当社取締役会に提出しなければならない。
- 2 前項に規定するほか、独立委員会は、その議事について、書面をもって議事録を作成し、次の各号に掲げる議事の区分に応じ、当該各号に定める者がこれに署名し又は記名押印して、当社取締役会に提出しなければならない。
 - 一 当該議事が第10条第3項の規定に基づくものでない場合 当該議事に係る独立委員会に出席した独立委員
 - 二 当該議事が第10条第3項の規定に基づくものである場合 同条同項に規定する同意をした独立委員
- 3 第8条第5項に規定する報告をする独立委員は、その内容（その理由を含む。以下同じ。）を記載した書面を作成し、これに署名し又は記名押印して、当社取締役会に提出しなければならない。
- 4 当社及び独立委員会（当社については、その旨の取締役会の決議がある場合に限る。）は、それぞれ、前各項に規定する書面の存否及びその内容の全部又は一部を公表し又は

公表しないことができる。

第12条（事務局）

独立委員会の事務局は、当社総務人事部に置く。

第13条（規則の改廃）

この規則の改廃については、当社取締役会の決議による。

附則

この規則は、本対応策が効力を生じた日から施行する。

以 上

別紙4 新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社の発行済株式総数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の発行を行うことがある。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、消却事由、消却条件、その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

別紙5 大株主の状況

平成20年3月31日現在の当社大株主の状況は、以下のとおりです。

氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,860	11.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,337	6.94
興富株式会社	6,000	5.67
株式会社ダイイチ	5,779	5.46
エディオングループ社員持株会	3,997	3.78
株式会社ビックカメラ	3,170	3.00
久保 允誉	2,096	1.98
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,692	1.60
株式会社広島銀行	1,621	1.53
イーグル (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,556	1.47
計	45,108	42.68

(注)1. 当社役員等の所有株式数の割合は約17%となっております。

(注)2. アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー、アライアンス・バーンスタイン株式会社から平成20年2月25日付で提出された大量保有報告書により平成20年2月19日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

氏名または名称	保有株券等の数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	株式 11,086,651	10.49
アライアンス・バーンスタイン株式会社	株式 1,524,200	1.44

(注)3. 住友信託銀行株式会社から、平成20年4月7日付で提出された大量保有報告書により平成20年3月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

氏名または名称	保有株券等の数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
住友信託銀行株式会社	株式 6,839,000	6.47

(注) 4 . 株式会社東京三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社から、平成20年2月4日付で提出された大量保有報告書により平成20年1月28日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、三菱UFJ信託銀行株式会社および三菱UFJ投信株式会社に関しましては、当社として期末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

氏名または名称	保有株券等の数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社東京三菱UFJ銀行	株式 1,692,302	1.60
三菱UFJ信託銀行株式会社	株式 3,697,400	3.50
三菱UFJ投信株式会社	株式 218,700	0.21

平成20年3月31日現在の当社株式の所有者別分布状況は、以下のとおりです。

区 分	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
金融機関	38,314,338	36.25
金融商品取引業者	722,524	0.68
国内法人等	23,815,716	22.54
外国法人等	19,143,017	18.12
個人・その他	23,611,614	22.35
自己名義株式	58,427	0.06

以 上